

# 特待コンサルティング契約書（見本）

（以下、「甲」という。）と 新成人株式会社（以下、「乙」という。）との間で、下記の内容のコンサルティング契約（以下「本契約」という）を締結する。

## 第1条（契約の目的）

- 1 甲は乙に対し、以下の事項に関するコンサルティング業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。
  - (1) 新成人アカデミー会員サイトで提供される一部のコンテンツ
  - (2) ノウハウおよびカリキュラム
  - (3) RAIツールの使用  
(当該RAIツールを契約期間中無償で使用できるものとする)

## 第2条（契約期間及び途中退会）

- 1 契約期間は契約日から\_\_\_\_\_とし、以降は甲乙どちらかの次項の申し出がない限り、3ヶ月単位で自動更新とする。
- 2 甲または乙は、契約期間の自動更新をしない場合は、更新日の30日以上前に申し出なければならない。

## 第3条（コンサルティング費用）

- 1 甲が支払するコンサルティング費用1,000,000円(税込)は、預託金扱いとする。
- 2 この預託金は、契約開始から最低3ヶ月以上経過し、甲が契約を終了する場合のみ返金するものとする。
- 3 甲は、本契約締結時、または申し込みフォーム入力から7日以内に、乙の指定する口座に支払いする。  
振込手数料は甲の負担とする。

#### 第4条 (コンサルティング報酬)

- 1 コンサルティング報酬とは、甲が乙指定のカリキュラムを学ぶことで、預託金の3%を活動協力金として乙は甲に支払うものとする。
- 2 乙は甲が3ヶ月ごと更新するたびに卒業お祝い金として5万円を積み立て、甲が契約終了後に預託金と一緒に積立金も乙は甲に支払うものとする。
- 3 甲は乙に毎月末締め翌月15日までに、乙の指定する口座に支払いする。  
振込手数料は甲の負担とする。

#### 第5条 (モニター報告義務)

- 1 甲は、乙の本業務に関するモニター報告を、毎月1回、乙にLINEメッセージを送信する方法により行うものとする。
- 2 乙は、甲に対し、甲のモニター報告の結果に対するアドバイスを行う。

#### 第6条 (規約違反)

- 1 以下のケースにおいて、規約違反とみなし、返金対象外とする場合がある
  - (1) 甲が乙指定のZoom又はリアル勉強会に参加しない場合
  - (2) 甲は乙に活動した結果の毎月の売上報告を怠った場合
  - (3) 甲は、会員サイトに月1回アクセスしなかった場合

#### 第7条 (案件マッチング情報について)

- 1 乙は、甲に対して、色々な案件情報を伝えるが、基本乙から毎月得られる活動資金の一部で試すことを進めるが、すべては自己責任と確認した。
- 2 乙は、甲に対して、ビットコインの通常価格から50%オフで入手できる情報を伝え甲はそれを入手することができる。
  - 1 ビットコインが600万円の契約で、50%オフの300万円で甲は入手できるが、入手してから12カ月の間はロック期間とし、ロック解除後に甲が入手したビットコインを売却したお金から、甲が入手した金額を差し引いた残りのお金を乙が50%、甲が50%割合で分けるものとする。
  - 1ビットコインが暴落し12カ月経過し甲の入手金額以下になった場合、又はビットコインが受け取れない場合乙は甲に入手金額を全額返金するものとする。

## 第8条（秘密保持）

- 1 甲は、乙が保有する知的財産・戦略・ノウハウを甲は第三者に開示、転載してはならない。
- 2 甲は、事前に乙の書面による同意なく、乙から開示された情報、資料及び本契約の締結又は履行に関連して知り得た乙の技術上、業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。
  - (1) 乙から開示される以前に既に知っていたもの
  - (2) 乙から開示する以前に既に公知となっていたもの
  - (3) 乙からの開示を受けた後に、自己の責に帰し得ない事由によって公知となったもの

## 第9条（契約解除）

- 1 乙は、甲が本契約の条項に違反し、または正当な理由なく乙のサービスの提供を拒絶したときは、催告なくしてただちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、契約解除等により乙に対して与えた損害を賠償する義務を負う。

## 第10条（個人情報保護）

甲及び乙は、それぞれ相手方の個人情報を厳重に管理するものとし、これを外部に漏洩させてはならない。

## 第11条（協 議）

本契約に定めのない事項、及び本契約の内容に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上別途決定する。

甲と乙は、本契約の成立の証として、本電子契約書ファイルを作成し 電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した書面はその写しとする。

契約日

甲 住所  
氏名

乙 住所  
氏名